

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	障害福祉課
委 託 業 務 名	大津市在宅重度障害者（児）紙おむつ給付事業業務委託
委 託 業 務 場 所	大津市内
概 要	大津市内に居住する在宅の重度障害者（児）（身体障害者手帳 2 級以上又は療育手帳 A、精神保健福祉手帳 1 級で認知症の診断書の提出がある者）の衛生の向上並びに介護者の精神的経済的負担の軽減を図るため、これらの者に対して受給券（1 枚につき 1,125 円）の引き換え方式により紙おむつを給付する事業。 選定業者の主な業務として、①指定の薬局等に対して紙おむつ受給券と紙おむつの引換方法の周知、②利用者に対して、紙おむつの適正な使用及び健康管理等について適切な助言の実施、③使用されたおむつ券の集計及び市への請求業務の実施 の 3 点を行う。
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで
契 約 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 日
契 約 金 額	14,840,000 円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 大津市浜大津四丁目 1 番 1 号 明日都浜大津 1 階 〔名 称〕 一般社団法人 大津市薬剤師会
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	大津市内の指定の薬局等対して、紙おむつ受給券と紙おむつの引換方法の周知をするとともに、利用者に対して、紙おむつの適正な使用及び健康管理等について適切な助言を行うよう徹底を図ることができる事業者が他にはないことから、当該事業の随意契約の相手方として選定する。（長寿政策課が行っている「大津市在宅ねたきり高齢者等紙おむつ給付事業」と併せて委託契約を締結するもの）

(様式第 2 号)

根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
---------	--

- (注意) 1 契約金額のうち、消費税及び地方消費税は非課税です。
- 2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。